

大個審答申第 100 号  
平成 29 年 9 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 曾我部 真裕

## 答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表 1 から別表 3 の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

### 第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表 1 から別表 3 の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示請求

異議申立人は、別表 1 から別表 3 の（う）欄に記載の年月日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 1 から別表 3 の（え）欄に記載の旨の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

#### 2 本件各決定

実施機関は、本件各請求のうち保有個人情報を保有していると判断したものについては別表 1 から別表 3 の（き）欄に記載の保有個人情報を特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき別表 1 から別表 3 の（か）欄に記載の開示決定又は部分開示決定を、また、本件各請求のうち保有個人情報を保有していないと判断したものについては、保有していない理由を別表 1 から別表 3 の（き）欄に記載のとおり付して、同条第 2 項に基づき別表 1 から別表 3 の（か）欄に記載の不存在による非開示決定を行った。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、別表 1 から別表 3 の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表1から別表3の(け)欄に記載のとおりである。

### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表1から別表3の(こ)欄に記載のとおりである。

### 第5 審議会の判断

#### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

#### 2 争点

本件各異議申立てにおける争点は、本件各決定のうち開示決定及び部分開示決定については、別表1から別表3の(き)欄に記載の保有個人情報以外に特定すべき保有個人情報の存否であり、また、本件各決定のうち不存在による非開示決定については、特定すべき保有個人情報の存否である。

#### 3 別表1に記載の事案について

##### (1) 広聴事務について

実施機関に対し、広聴事務について確認したところ、次のとおりであった。

ア 実施機関では、市民から寄せられる本市行政に関する意見・提案、要望、苦情、相談・問合せ(以下「意見等」という。)を市民の声として、市民の声データベースシステムに登録し、全市的に共有している。

市民から寄せられる本市行政に関する意見等を市民の声データベースシステムに登録すると、「申出人情報」、「回答期限」、「申出内容」、「伝達事項」、「受付部署及び所管所属における決裁欄」で構成された様式である「市民の声処理カード」(以下「処理カード」という。)を受付部署において紙で出力することができる。この処理カードは、受付部署が市民の声データベースシステムに受付情報等を入力した後、各所属の広聴担当部署に処理依頼する場合などに必要に応じて利用する。

イ 市民から寄せられる本市行政に関する意見等のうち、申出内容が各事業の簡易な問合せ等であり各所属所管部署で完結するものや、同一人からの同一内容であるもの等については、市民の声としては取り扱わず、情報提供として取り扱う。情報提供として取り扱うとは、受付部署が申出内容に応じ、各所属の広聴担当部署に伝達し、適切な対応を行うことをいう。

市民からの申出について情報提供として取り扱った場合であっても、市民の声

として取り扱う場合と同様、申出人には実施機関から回答等が行われる。また、市民の声をどの部署が担当するかについては、申出人が指定できるものではなく、実施機関が申出内容から適宜判断するものである。

したがって、市民からの申出を市民の声として取り扱うか、情報提供として取り扱うか及び市民の声をどの部署が担当するかについては、単に行政内部の事務処理の方法の違いに過ぎず、その判断は実施機関の裁量に委ねられている。

## (2) 事案の概要

別表1の(え)欄に記載の旨の開示請求について、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

### ア 別表1項番1から項番25について

当該請求は、いずれも異議申立人が実施機関に提出した申出内容に関する処理カードの開示を求める趣旨であると解される。

また、当該申出についてはいずれも、同一人から同一内容の申出があったもの及び簡易な問合せ又はそのいずれかに該当すると判断し、市民の声としては取り扱わず、上記(1)イのとおり、いずれも情報提供として取り扱ったため、市民の声データベースシステムへの登録を行っていないことから、そもそも処理カードは存在しない。

### イ 別表1項番26から項番35について

当該請求は、いずれも異議申立人から申出内容の回答を担当すべき部署や受付を行った部署を総務局であると指定して、実施機関に提出された申出内容に関する処理カードの開示を求める趣旨であると解される。

異議申立人が提出した申出は、いずれも北区役所保健福祉課が行った事務処理等に関する内容であったため、市民の声を受け付けた政策企画室市民情報部広聴担当は、申出内容の回答を担当すべき部署を北区役所と判断し、総務局は申出内容を担当すべき部署ではないことから、異議申立人が指定する総務局を申出内容の回答を担当すべき部署とする処理カード等は存在しない。

### ウ 別表1項番36から項番38について

当該請求は、いずれも異議申立人から申出内容の受付部署を政策企画室であると指定して、実施機関に提出された申出内容に関する処理カードの開示を求める趣旨であると解される。

異議申立人からの申出は、福祉局の職員が政策企画室市民情報部広聴担当の事務室がある市民相談室内で直接受け付けたものであることから、受付部署は福祉局総務部総務課であり、政策企画室市民情報部広聴担当は受付部署ではなかったため、異議申立人が指定する政策企画室を受付部署とする処理カード等は存在しない。

## (3) 別表1の(か)欄に記載の決定の妥当性について

別表1の(え)欄に記載の旨の開示請求に係る保有個人情報、別表1の(こ)欄に記載の実施機関の主張及び上記(2)アからウまでを踏まえると、探索するまでもなく、特定すべき保有個人情報が存在しないことは明白であり、実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められないことから、別表1の(か)欄に記載の決定

は、いずれも妥当である。

#### 4 別表2に記載の事案について

##### (1) 事案の概要

別表2の(え)欄に記載の旨の開示請求について、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

##### ア 別表2項番1及び項番2について

当該請求は、異議申立人が行った身体障がい者診断書審査決定に対する異議申立てに係る決定書に公印を押印する手続に関する決裁文書の開示を求める趣旨であると解される。

そもそも、大阪市公印規則(昭和30年大阪市規則第48号)第9条第1項第2号は、公印を押印する際、決裁文書の審査を行った旨を、同項第3号により公印押印済みの旨を、それぞれ決裁文書に記録しなければならないと規定している。

しかしながら、北区役所福祉課は、決裁文書ではなく、誤って文書処理簿の発送記録欄に公印審査を行った旨及び公印押印済みの旨を記録しており、しかも、文書処理簿の保存期間は1年であり、当該請求時点では、当該文書処理簿を保存期間満了により既に廃棄していた。

##### イ 別表2項番3について

当該請求は、異議申立人が行った身体障がい者診断書審査決定に対する異議申立てに係る決定書の写しの開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、北区役所福祉課は、当該決定書の写しを保有していなかった。

なお、実施機関において、送付する文書の写しを保存しなければならないとの文書管理上の規定は存在しない。

##### ウ 別表2項番4について

当該請求は、実施機関における広聴事務を統括する部署である政策企画室市民情報部広聴担当が、異議申立人から寄せられた市民の声に関連して、北区役所及び福祉局に対して行った市民の声の事務処理についての指導・点検に係る文書の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、政策企画室市民情報部広聴担当が北区役所及び福祉局に対して行った指導・点検は、市民の声の事務処理についての進捗状況の確認という事務的な内容であることから、口頭により行っており、当該文書を作成する必要がなかったため、作成しておらず、存在しない。

##### エ 別表2項番5について

当該請求は、実施機関における文書事務を統括する部署である総務局行政部行政課(文書グループ)が、異議申立人が行った身体障がい者診断書審査決定に対する異議申立てに係る決定書に関連して、北区役所に対して行った公印の取扱いに係る事実確認についての決裁文書の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、総務局行政部行政課(文書グループ)は、北区役所に対し、口頭による事実確認を行い、その内容について報告書を作成したが、当該報告書には異議申立人の個人情報に記載されていなかったため、当該報告書は異議申立人

の保有個人情報には該当しないと判断した。

なお、その後、総務局行政部行政課（文書グループ）は、異議申立人に対し、当該報告書の情報提供を行った。

オ 別表2項番6から項番8について

当該請求は、異議申立人が、北区役所、政策企画室及び福祉局の職員と行った面談について、北区役所、政策企画室及び福祉局それぞれが作成した当該面談の議事録を作成するための決裁文書の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、北区役所、政策企画室及び福祉局は、当該面談の議事録を作成するための決裁文書は作成しておらず、存在しない。

なお、その後、当該面談の議事録については、異議申立人より別途開示請求が行われ、当該議事録は開示済みである。

カ 別表2項番9及び項番10について

当該請求は、北区役所福祉課が異議申立人に対して行った市民の声に対する回答文書中に記載された北区役所の認識に関し、当該認識は、北区役所が職員に対し行った聞き取りを基にしたものであるとして、その職員に対する聞き取り内容を記録した文書の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、北区役所は、職員から口頭により確認した内容を基に判断し、北区役所の認識として市民の声に対する回答文書中に記載したものであって、聞き取り内容を記録した文書は作成しておらず、存在しない。

キ 別表2項番11について

当該請求は、北区役所保健福祉課の職員が異議申立人に対して窓口で行った障がい等級の決定に関する説明内容を記録した文書の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、当該説明内容を記録した文書は、事務を遂行するに当たって必要がなかったため、作成しておらず、存在しない。

ク 別表2項番12について

当該請求は、福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（以下「相談課」という。）が異議申立人に対して行った回答文書中に、回答文書の送付が遅れた理由として、内部での検討・調整に時間を要した旨が記載されており、この回答文書の送付が遅れた理由に関する決裁文書、又は上位者作成のメモの開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、当該決裁文書及び上位者作成のメモは、事務処理上、必要がなかったため、作成しておらず、存在しない。

ケ 別表2項番13及び項番14について

別表2項番13の請求は、異議申立人から寄せられた市民の声に対する回答文書及びその回答文書の送付が遅れる旨を内容とする手紙に係る決裁文書の開示を求める趣旨であると解され、また、別表2項番14の請求は、回答文書の送付が遅れる旨を内容とする手紙に係る決裁文書のみ開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、別表2項番13の（う）欄に記載の請求日時点では、当該市民

の声は処理中であったため、回答文書は作成しておらず、存在しない。また、回答文書の送付が遅れる旨の連絡は軽微な内容であるため、当該手紙に係る決裁文書は作成しておらず、存在しない。

コ 別表2項番15について

当該請求は、異議申立人に係る身体障がい者診断書審査決定に関連して厚生労働省が相談課に対して行った回答に係る決裁文書の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、当該回答とは、厚生労働省が相談課に対して、障がい認定に関する見解についてメールで回答したものであり、メールの受信に関して意思決定は行わないことから、当該決裁文書は作成しておらず、存在しない。

サ 別表2項番16及び項番17について

当該請求は、異議申立人に係る身体障がい者診断書審査決定に関連して相談課が厚生労働省に対して行った照会及び厚生労働省が相談課に対して行った回答に係る決裁文書の開示を求める趣旨であると解される。

そして、相談課は、厚生労働省に対する照会に係る決裁文書並びに異議申立人及び北区役所に対する情報提供に係る決裁文書を特定したが、この情報提供についての決裁文書とは、厚生労働省から回答を受け取った相談課が、異議申立人に対して厚生労働省からの回答内容について情報提供を行うとともに、北区役所に対してこの情報提供を行った事実についての報告を行うことを内容とするものであり、他に特定すべき保有個人情報存在しない。

なお、異議申立人は、「照会と回答のそれぞれの決裁文書を請求したが回答の決裁文書なく請求していない『情報提供についての決裁文書』を開示した。」との不服を述べているが、上記コと同様、メールの受信に関して意思決定は行わないことから、厚生労働省からの回答に係る決裁文書は作成しておらず、存在しない。

(2) 別表2の(か)欄に記載の決定の妥当性について

別表2の(え)欄に記載の旨の開示請求に係る保有個人情報は、別表2の(こ)欄に記載の実施機関の主張及び上記(1)アからサまでを踏まえると、探索するまでもなく、特定すべき保有個人情報が存在しないことは明白であり、別表2の(こ)欄に記載の実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められないことから、別表2の(か)欄に記載の決定は、いずれも妥当である。

5 別表3に記載の事案について

(1) 事案の概要

別表3の(え)欄に記載の旨の開示請求について、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア 別表3項番1及び項番2について

当該請求は、異議申立人から寄せられた市民の声に係る処理カード明細の開示を求める趣旨であると解される。

なお、異議申立人は、別表3項番1については、処理カード明細の回答欄に記載がない点について、また、別表3項番2については、別途開示を受けた同じ案

件の処理カード明細の回答欄に記載がなかったにもかかわらず、当該請求に係る決定により開示された処理カード明細の回答欄に記載があった点について不服を述べていると解される。

しかしながら、市民の声データベースシステムの回答欄に回答内容を登録するのは、市民の声の回答を行った後であり、回答欄の記載の有無は、処理カード明細の印刷時点が回答内容の登録の前であるか後であるかの違いによるものである。別表3項番1については、処理カード明細の印刷時点が回答内容の登録前であり、また、別表3項番2については、処理カード明細の印刷時点が回答内容の登録後であったということに過ぎない。

したがって、他に特定すべき保有個人情報には存在しない。

#### イ 別表3項番3について

当該請求は、異議申立人から寄せられた市民の声に係る処理カード及び処理カード明細の開示を求める趣旨であると解される。

なお、異議申立人は、処理カードの決裁欄に所属長の押印がないことから、所属長の決裁を行っていないとして不服を述べているが、当該請求時点では、政策企画室市民情報部広聴担当では、市民の声に対する回答について、所属長まで決裁を行っていたものの、政策企画室市民情報部広聴担当内では処理カードの決裁欄を用い、所属長等については別の決裁文書の決裁欄を用いており、所属長の印はこの別の決裁文書に押印されていたものである。

したがって、他に特定すべき保有個人情報には存在しない。

#### ウ 別表3項番4について

当該請求は、北区役所総務課から異議申立人に対する回答文書中に記載された「すでに回答した内容」が指す文書の開示を求める趣旨であると解される。

そもそも、異議申立人は、身体障がい者手帳等級決定に対する異議申立ての決定書に関する決定理由、使用公印、公印審査、欄外余白を利用した決裁行為及び処分取消しの訴えに係る教示の記載がないことについて、北区役所に対し繰り返し同じ内容の質問を行っていたことから、北区役所総務課は異議申立人から寄せられた市民の声に対し、「…すでに回答した内容と同様…」と回答したという経緯がある。

そして、北区役所総務課は、当該回答文書中の「すでに回答した内容」が指す文書として、平成27年6月3日付けで異議申立人から寄せられた市民の声の申出内容である、身体障がい者手帳等級決定に対する異議申立ての決定書に関する決定理由、使用公印、公印審査、欄外余白を利用した決裁行為及び処分取消しの訴えに係る教示の記載がないことについての質問に対する北区役所の見解が記載されている、4件の市民の声処理カード明細を特定したものである。

したがって、他に特定すべき保有個人情報には存在しない。

#### エ 別表3項番5について

当該請求は、異議申立人に係る身体障がい者手帳等級決定に対する異議申立ての決定書に係る事務処理に誤りがあった原因としては、当時の職員の認識不足があったと北区役所が認めたことを受け、当該事務に関わった当時の職員が分かる

文書の開示を求める趣旨であると解される。

そこで、当該事務に関わった当時の職員は、当該決裁文書の決裁欄に記載された情報で分かることから、身体障がい者手帳等級決定に対する異議申立ての決定書作成のための決裁文書を特定したものであり、他に特定すべき保有個人情報存在しない。

なお、異議申立人は別表3項番5の(け)欄に記載のとおり、決裁文書ではなく、決定書を開示したとして特定誤りの不服を述べているが、北区役所福祉課が開示した文書は決定書ではなく、決定書作成のための決裁文書である。当該決裁文書には、決定書の案文の上端の欄外余白等に決裁欄が設けられ、当該決裁欄には当該事務に関わった当時の職員が押印等を行っていることから、当該事務に関わった当時の職員が明らかである。

#### オ 別表3項番6について

当該請求は、異議申立人が行った心身障がい者リハビリテーションセンター所長あての質問に対して、文書での回答を行わないと決定したことに関る決裁文書の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、相談課は、異議申立人に対し、当該質問について電話や面談で既に回答を行っており、文書回答の必要性がそもそもなかったため、文書回答を行わなかったものである。

したがって、文書回答を行わないことを内容とする決裁文書は作成しておらず、存在しない。

#### カ 別表3項番7について

当該請求は、異議申立人が行った身体障がい者手帳交付申請に係る身体障がい者診断書審査決定書及びその決裁文書並びに市民の声に係る回答文書中に記載された医師と職員が病院で行った面談内容の記録文書の開示を求める趣旨であると解される。

そこで、相談課で保有する、身体障がい者診断書審査決定通知書及び医師と職員が病院で行った面談内容の記録文書を特定したものであり、他に特定すべき保有個人情報は存在しない。

なお、異議申立人は、相談課において、身体障がい者手帳交付申請に係る決裁文書について不存在による非開示決定を行うべきと不服を述べているが、当該決裁文書については、当該請求に係る開示決定と同日付けで不存在による非開示決定を行っている。

#### キ 別表3項番8について

当該請求は、異議申立人の身体障がい者診断書審査決定に関連して実施機関から示されたガイドラインの「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」に、「両眼の視野が10度以内とは求心性視野狭窄の意味であり、…」という記述があり、この「10度」の解釈の根拠資料の開示を求める趣旨であると解される。

そもそも、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の「身体障害者障害程度等級表」にある障がい等級の認定について厚生労働省が各地方自治体へ通知した文書

である「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」、「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」及び「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」の4つの文書を総称してガイドラインとしている。

そこで、当該請求に係る保有個人情報として、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」を詳しく説明したものである「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」及び「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」が該当し、ガイドライン全体を特定したものであり、他に特定すべき保有個人情報は存在しない。

なお、異議申立人は、ガイドライン中の文言の解釈の根拠を求めたのにもかかわらず、実施機関は意図的に請求内容を変更し、同じガイドラインを特定したとの不服を述べているが、ガイドラインについては上記のとおりである。

#### ク 別表3項番9及び項番10について

当該請求は、異議申立人が提出した申出に対する回答文書の作成に係る決裁文書の開示を求める趣旨であると解される。

そして、当該申出については、回答を行う際、区長までの決裁が必要である市民の声としてではなく、情報提供として取り扱い、回答を行ったことから、その回答文書の作成に関し、課長まで決裁を行った決裁文書を特定した。

したがって、他に特定すべき保有個人情報は存在しない。

なお、異議申立書の記載から、異議申立人が求めていたものは、区長まで決裁を行った決裁文書であることが判明したものの、開示請求書に記載された請求内容は別表3項番9及び項番10の（え）欄に記載のとおりであり、区長までの決裁文書を求める趣旨とまでは解されない。

#### ケ 別表3項番11について

当該請求は、異議申立人から寄せられた市民の声に対する回答に係る決裁文書の開示を求める趣旨であると解される。

そこで、当該市民の声に対する回答に係る決裁文書を特定しており、他に特定すべき保有個人情報は存在しない。

なお、異議申立人は開示文書の1頁目と2頁目の右下欄外の数字が異なっているので偽りの文書であるとの不服を述べているが、開示文書は大阪市文書管理システムを用いて作成した電子決裁を紙に印刷したものであり、その文書の右下には印刷処理をする度に番号が付番される仕様となっている。この右下欄外の数字について、2頁以上あるファイルを一度に印刷した場合は一度の処理として全てのページに同じ番号が付番されるが、1頁目と2頁目を別に印刷した場合は別の処理となり、異なる番号が付番される。開示文書の1頁目と2頁目の右下欄外の数字が異なっている原因は、開示文書の1頁目と2頁目を別に印刷したことによるものに過ぎない。

#### コ 別表3項番12から項番16について

当該請求は、異議申立人が提出した開示決定等に対する異議申立てについて、

実施機関が審議会へ諮問を行った旨の通知である審議会諮問通知書の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、実施機関は当該請求時点では、審議会に未だ諮問を行っていなかったことから、当該審議会諮問通知書は作成しておらず、存在しない。

なお、その後、実施機関は、当該異議申立てについて、審議会へ諮問した上で、当該審議会諮問通知書を異議申立人に送付した。

サ 別表3項番17について

当該請求は、異議申立人から寄せられた市民の声に対する福祉局総務部総務課からの回答文書の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、当該請求時点では、当該市民の声については処理中であり、当該回答文書は作成しておらず、存在しない。

なお、その後、福祉局総務部総務課は、当該回答文書を異議申立人に送付した。

シ 別表3項番18について

当該請求は、異議申立人が行った身体障がい者診断書審査決定に対する異議申立てに係る決定書に公印を押印する手続が記録された平成23年度の文書処理簿の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、北区役所福祉課は、当時、開示請求の対象についての理解を誤っており、既に開示決定等を行った保有個人情報、その後に行われた別の開示請求の対象から除かれるとして、開示請求の対象範囲を狭く捉えていた。したがって、平成23年度の文書処理簿については既に不存在による非開示決定を行っていたため、平成23年度の文書処理簿以外には、特定すべき保有個人情報は存在しないと考えていた。

その後、北区役所福祉課は、開示請求の対象についての理解を改め、当該請求に係る保有個人情報を平成23年度の文書処理簿と解したが、文書処理簿の保存期間は1年であり、当該請求時点では、当該文書処理簿を保存期間満了により既に廃棄していた。

ス 別表3項番19について

当該請求は、異議申立人から寄せられた市民の声に係る処理カードの開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、当該処理カードは、実施機関において必要に応じて印刷するものであって、当該市民の声に係る処理カードについては、事務処理上、必要がなかったことから、作成しておらず、存在しない。

セ 別表3項番20について

当該請求は、異議申立人から寄せられた市民の声に係る処理カード及び処理カード明細の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、福祉局総務部総務課は、当時、市民の声データベースシステムより紙出力する処理カードと市民の声データベースシステムの画面を印刷したものである処理カード明細を明確には区別していなかったため、当該市民の声に係る処理カード明細を処理カードとして特定した。

なお、異議申立書の記載から、異議申立人は、当該市民の声について、処理カ

ードと処理カード明細を区別し、この両方についての開示を求めていたことが判明したが、処理カードは、実施機関において必要に応じて印刷するものであって、当該市民の声に係る処理カードについては、事務処理上、必要がなかったため、作成していなかった。そこで、福祉局総務部総務課は、当該請求に対し、処理カードについて平成27年2月27日付け大福祉第4087号により新たな不存在的による非開示決定を行った。

ノ 別表3項番21について

当該請求は、大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）の出席者名簿及び審査部会において異議申立人の障がい等級認定についての具体的な審議内容を記録した文書の開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、審査部会の出席者名簿は、作成しておらず、存在しない。

また、審査部会における身体障がいの等級の認定は、医師である委員が医師としての経験に基づき、申請者の診断書に記載の内容について、等級表に照らして障がい等級を認定するものであり、認定結果については審査書や決定書により示されるものである。

したがって、審査部会での具体的な審議内容を記録した文書は作成しておらず、存在しない。

タ 別表3項番22について

当該請求は、異議申立人が行った身体障がい者診断書審査決定に対する異議申立てに係る決定書に関する決裁文書の開示を求める趣旨であると解される。

そこで、北区役所福祉課は、身体障がい者診断書審査決定に対する異議申立てに係る決定書についての決裁文書を特定した。

なお、異議申立書の記載から、異議申立人が求めていたものは決裁文書そのものではなく、異議申立てに係る決定書について市長印の押印手続が行われたことが分かる文書であることが判明した。そこで、北区役所福祉課は当該請求に係る保有個人情報記録された文書を、公印審査を行った旨及び公印押印済みの旨を記入した平成23年度の文書処理簿と解したが、当該文書処理簿は保存期間が1年であり、当該請求時点では、既に保存期間の満了により廃棄済みであったため、新たな不存在的による非開示決定を行った。

(2) 別表3の(か)欄に記載の決定の妥当性について

別表3の(え)欄に記載の旨の開示請求に係る保有個人情報は、別表3の(こ)欄に記載の実施機関の主張及び上記(1)アからタまでを踏まえると、探索するまでもなく、特定すべき保有個人情報が存在しないことは明白であり、別表3の(こ)欄に記載の実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められないことから、別表3の(か)欄に記載の決定は、いずれも妥当である。

6 答申に至る手続について

当審議会としては、他の諮問案件の審議過程等を通じて、答申するに足る十分な情報を保有しており異議申立人の意見陳述の必要がないと判断したことから、本件各異

議申立てのうち一部の異議申立てについては、条例第 61 条第 1 項ただし書の規定により、異議申立人の意見陳述を実施せず、答申に至った。

## 7 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子、  
委員 重本達哉、委員 赤津加奈美

(参考) 答申に至る経過

| 年 月 日             | 経 過       |
|-------------------|-----------|
| 平成 27 年 12 月 24 日 | 審議 (論点整理) |
| 平成 28 年 2 月 17 日  | 審議 (論点整理) |
| 平成 28 年 3 月 18 日  | 審議 (論点整理) |
| 平成 28 年 5 月 18 日  | 審議 (論点整理) |
| 平成 28 年 8 月 8 日   | 異議申立人意見陳述 |
| 平成 28 年 8 月 30 日  | 審議 (論点整理) |
| 平成 28 年 9 月 21 日  | 実施機関理由説明  |
| 平成 28 年 10 月 19 日 | 審議 (論点整理) |
| 平成 28 年 11 月 24 日 | 審議 (論点整理) |
| 平成 28 年 12 月 21 日 | 審議 (論点整理) |
| 平成 29 年 2 月 13 日  | 審議 (論点整理) |
| 平成 29 年 2 月 20 日  | 審議 (論点整理) |
| 平成 29 年 2 月 28 日  | 審議 (論点整理) |
| 平成 29 年 4 月 24 日  | 審議 (答申案)  |
| 平成 29 年 5 月 15 日  | 審議 (答申案)  |
| 平成 29 年 6 月 6 日   | 審議 (答申案)  |
| 平成 29 年 6 月 13 日  | 審議 (答申案)  |
| 平成 29 年 7 月 5 日   | 審議 (答申案)  |
| 平成 29 年 9 月 1 日   | 答申        |